

議会運営委員会記録

○開催日時

平成29年3月6日 午後5時26分～午後6時27分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	宮 里 兼 実
副委員長	持 原 秀 行	委員	福 元 光 一
委員	杉 菌 道 朗	委員	徳 永 武 次
委員	永 山 伸 一	委員	成 川 幸 太 郎
委員	井 上 勝 博		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 新 原 春 二

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 大 田 黒 博

○その他の議員

議 員 坂 口 健 太

○説明のための出席者

総 務 部 長	田 代 健 一	観光・スポーツ対策監	坂 元 安 夫
総 務 課 長	平 原 一 洋	観光・シティセールス課長	有 馬 眞 二 郎
文 書 法 制 室 長	堀ノ内 孝		
財産活用推進課長	橋 口 堅	議 会 事 務 局 長	田 上 正 洋
		議 事 調 査 課 長	道 場 益 男

○事務局職員

事 務 局 長	田 上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久 保 淳 一
議 事 調 査 課 長	道 場 益 男	管理調査グループ員	榎 並 淳 司
課 長 代 理	瀬戸口 健 一	議 事 グ ル ー プ 員	柳 裕 子
主幹兼議事グループ長	久 米 道 秋		

○審査事件等

- 1 陳情の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - 3 薩摩川内市議会会議規則の一部改正について
 - 4 政務活動費に関する申合せ事項の改正について
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（新原春二）どうもお疲れさまでございました。時間が押しておりますので簡単に。きょうはまた8項目のかなり長いものを準備しておりますので、ぜひ慎重に御審議いただきまして、特に反問権については、もうそろそろ結論になっていますので、よろしくお願いします。

以上です。

△陳情の取扱いについて

○委員長（今塩屋裕一）まず、陳情の取り扱いについてを議題といたします。

提出のあった陳情について、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（道場益男）資料1をごらんいただきたいと思います。

陳情が1件出されております。件名が鹿児島県知事へ安定ヨウ素剤の事前配布に関する意見書の提出を求める陳情ということで、提出者は本市内にごございます川内原発30キロ圏住民ネットワーク／薩摩川内からでございます。本年2月21日に受理をいたしてございます。

裏面をごらんいただきたいと思いますが、提出されました陳情書写しを添付してございます。

安定ヨウ素剤に関しましては、これまで類似の陳情が出されておまして、平成27年から平成28年にかけて5件ほど出されてございます。その際は、いずれも不採択でございましたけれども、付託においては、川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託され、審査がされたところでございます。

これまでの陳情と異なる点についてでございますが、記以下に書いてございます具体的な陳情趣旨は、記以下に書いてあるとおりでございますけれども、県知事への意見書を出してほしいという

部分が、これまでの内容と異なる部分でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま説明がありましたが、付託の可否、付託先について、質疑、意見はありませんか。

○委員（井上勝博）付託していただきたいと思っております。原発特別委員会をお願いします。

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はほかにはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本陳情は、付託先は川内原子力発電所対策調査特別委員会とすることで御了承願います。

以上で、陳情の取扱いについてを終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局入室]

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（今塩屋裕一）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題とします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、提出予定議案が3件ございます。

あわせて、資料2-2、付議事件一覧もごらんください。

議案第51号は、和解議案であり、相手方である三菱自動車工業株式会社の製造した本市公用車3台に係る燃費試験の不正行為に関し、相手方が損害賠償として、1台10万円、合計30万円を支払うことによって示談しようとするもので、本件は3月9日及び10日の総務文教委員会に。

議案第52号は、財産の無償譲渡議案であり、用途廃止後の旧市の浦キャンプ場の建物5棟について、地域活性化につながる施設として使用することを条件に、株式会社塩田建設に無償譲渡しようとするもの。

議案第53号は、財産の無償貸付議案であり、用途廃止後の旧市の浦キャンプ場の土地24筆、

1万2,609平米について、地域活性化につながる施設として使用することを条件に、本年4月1日から5年間、株式会社塩田建設に無償貸付しようとするものであり、以上の2件は、13日及び15日の企画経済委員会にそれぞれ付託してはと考えます。（後刻訂正発言あり、4ページ参照）

次に、受理陳情が1件ございます。先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第1号については、資料2-3、第1回定例会会期及び会期日程に記載のとおり、3月16日に開催予定の川内原子力発電所対策調査特別委員会に付託してはと考えます。

次に、今後の提出予定議案等ですが、最終日に予算関係議案1件及び人事案件26件が予定されているようです。

以上です。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明はありますか。

○総務部長（田代健一） それでは、議案第51号について、中日提案をお願いさせていただくことになりました経緯と、議案の概要について、御説明をさせていただきます。

同議案は、三菱自動車の燃費不正に関する賠償の申し入れに関するものでございます。

本市では、対象となる車両を3台保有しておりますが、同車両につきまして、昨年7月、三菱自動車側から全国一律の対応といたしまして、謝罪と1台当たり10万円を支払うという旨の提示が郵送にてございました。

市としては、金額については、市が受けた損害額の見込みを大きく上回るものであり、一律措置であれば、あえて拒む理由はないものの、請求書類の記載事項の中に議決事件となる和解に該当する疑いのある文言があったため、三菱自動車側へ確認等、必要があれば示談案の提示を求めておりました。

三菱自動車側からは、全国的に例がないということで、回答はいただけておりませんでした。先月末に示談案の形で提示がございました。同賠償金の請求期限が3月末となっているため、中日提案をさせていただき、最終本会議での可決をお願いするものでございます。

和解内容の概要につきましては、主管課長から

説明させます。

○財産活用推進課長（橋口 堅） 議案つづり、その3、51-1ページをお願いいたします。

議案第51号、和解するについてでございます。1番、和解の相手方、それから、2番の和解の内容につきましては、先ほど事務局長から説明がございましたので、省略をさせていただきます。

あけていただきまして、51-2ページをお願いいたします。

下のほう、参考、事件の概要でございます。相手方は、平成25年5月から製造している車両について、走行抵抗を法規とは異なる方法で測定した上、改ざんした数値を使って燃費試験を実施し、あるいは、不正な数値を用いて、机上計算するなどして、国土交通省へ届け出たものでございます。

これに対し、法規に基づく試験方法で再測定した結果、燃費値、エコカー減税率に乖離がございました。

当該不正行為により、平成26年度及び平成27年度に本市が購入いたしました当該車両3台に対し、正しい燃費値への修正に伴い発生する燃料代の差額及びエコカー減税率等の変更により将来の税額の増加分である経済損失が本市に発生するものでございます。

まことに申しわけございませんが、総務部関係の議会資料、表に議案第51号、和解するについて、関連の議会資料をお願いいたします。

1番と2番は、ただいま説明したとおりでございます。

3番、本市の状況でございます。

(1) 購入時の仕様条件といたしましては、購入仕様書における燃費基準は、平成27年度燃費基準達成以上としておりまして、当該該当車両の基準は、1リッター当たり21キロメートルでございました。

不正発覚前の燃費は25.8キロメートルパーリットルで、再調査後の燃費は、23.2キロメートルパーリットルと訂正されたものの、本市所有の該当車両購入時の仕様諸条件は満たしておりました。

それから、(2)の重量税でございます。エコカー減税率等の変更によりまして、平成28年8月1日以降の車検時に支払う自動車重量税が1台当たり、3,700円から5,000円に変更となり、1,300円の増額となります。これを仮

に15年間、長期使用した場合に、1台当たりの将来損失額は7,800円となります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○観光・シティセールス課長（有馬眞二郎）

議案第52号、財産の無償譲渡について及び議案第53号、財産の無償貸付について、説明を申し上げます。

議案つづり、その3、52-1、同53-1をごらんください。

この2件の議案につきましては、里町にあります旧市の浦キャンプ場の建物の無償譲渡、土地の無償貸付を行おうとするものであります。

具体の建物は、事務所、倉庫、バンガロー2棟など、5棟を無償譲渡し、土地は、里町里字宮ノ前4135番1ほか23筆を無償貸付するものであります。

昨年11月から本年1月6日まで募集を行い、3者の応募があり、選定委員会を1月26日に開催し、株式会社塩田建設が選定されたところであります。

貸付対象の土地につきましては、登記のために不測の日数を要したこと、また、キャンプ場の性質上、7・8月にかけて夏場が利用のピークとなることから、早目の譲渡、貸し付けを行いたいこと、これらのことから、今回、中日提案となったものでありますので、御理解をお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 質疑はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後5時39分休憩

~~~~~

午後5時40分開議

~~~~~

[休憩中に当局退室]

**○委員長（今塩屋裕一）** ここで、本会議に戻します。

△薩摩川内市議会会議規則の一部改正について

**○委員長（今塩屋裕一）** 次に、薩摩川内市議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

まず、事務局長に説明を求めます。

**○事務局長（田上正洋）** 済みません、説明じゃないですけど、さっきの議案の説明で1カ所間違っていました。貸付期間を、私、5年間と言いましたけど、30年間でした。申しわけありませんでした。（3ページの発言を訂正）

**○議事調査課長（道場益男）** それでは、会議規則の一部改正の説明をいたします。

資料の3-1と3-2も一緒にあわせてごらんいただきたいと思います。

3-1でございますけれども、件名は、薩摩川内市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。

提出日は空欄となっておりますけれども、本年3月24日、今期定例会の最終日を予定し、提出者は、議会運営委員会からの発議ということで、今塩屋委員長としてございます。

提案理由についてでございますが、提案理由は、本会議において、議長が必要があると認めるときの電子表決システムによる表決を導入するため、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

改正内容について説明をいたしますので、1枚めくっていただきまして、2枚目となります。別添の3-2の新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと思います。

今回、電子表決システムを導入しよういたしますのは、本会議における起立表決、記名投票、無記名投票の三つについてでございます。そのため規定整備といたしまして、69条及び71条でそれぞれ2項目ずつ追加し、72条で3項を追加するものでございます。

三つに共通している内容につきましては、提案理由にもございましたとおり、議長が必要があると認めるときに電子表決システムにより、それぞ

れの表決をとることができるということと、電子表決においては、問題を可とするときは投票機の賛成のボタンを、また、否とするときは反対の表示ボタンを押さなければならないといった内容でございます。

また、無記名投票の電子表決におきましては、72条第5項におきまして、賛成、反対の表示ボタンのいずれも押していないときは、反対の表示ボタンを押したものとみなすという規定を入れてございますが、これは、現在、72条第2項におきまして規定しております無記名投票の賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすという規定を電子表決に置きかえたものでございます。

それから、73条についてでございますけれども、選挙規定の準用ということで、従来の記名、無記名投票と、電子表決による記名、無記名投票とでは、準用する内容が異なっておりますことから、所要の規定整備を図る必要が生じたものでございまして、第1項については、従来の記名、無記名投票がわかるよう条文を示して、特定してございます。

それから、2項目が、今回の電子表決システムの準用の内容となりますが、電子表決システムで準用しようとする規定は、四角囲みの参考でお示ししているとおり、27条の議場の出入口封鎖、30条の投票の終了、32条第1項の投票結果の報告、33条の選挙関係書類の保存の四つでございます。

最後に、附則でございますが、この規則は、公布の日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**○委員長（今塩屋裕一）** ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（今塩屋裕一）** 質疑、意見はないと認めます。

それでは、本案を今期定例会の最終日に提出することとし、文言の軽微な修正は委員長に一任いただきたいと思います。そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（今塩屋裕一）** 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、薩摩川内市議会会議規則の一部改正についてを終了いたします。

△政務活動費に関する申合せ事項の改正について

**○委員長（今塩屋裕一）** 次に、政務活動費に関する申合せ事項の改正についてを議題といたします。

まず、事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長（道場益男）** それでは、資料4でございます。政務活動費に関する申合せ事項の改正についてでございます。

前回の委員会におきまして、政務活動費に係る領収書の公表の取り扱いについては決定されたところでございますけれども、申合せ事項に、今回、規定をしようということで、資料調整してございます。

なお書きに書いてございますが、公表する領収書については、平成28年改選後に交付をいたしました政務活動費の対象分からということで、よろしいでしょうかということで、1点だけ確認はお願いしたいという部分でございます。

申合せ事項で改正しようとする内容は、現在、全部で5項目から成り立っておりますが、4項目めの後に、新たに第5項を挿入するものでございます。

内容につきましては、領収書の提出要領等ということで、二つの号に分かれてございます。1号目では、政務活動費に係る領収書は、公表を前提に、記録されている個人情報の取り扱いには十分に注意をして、次の要領で提出するものとするとしてございまして、アで、各会派の会計責任者は、領収書等を添付書類に領収書が重ならないように貼付し、これを2部作成するというので、1部は原本で、1部はコピーとしてございます。

また、イでは、同じく会派の会計責任者は、領収書コピー中の個人情報に該当する部分を黒塗りし、原本とともに事務局に提出するというので、要領を書いてございます。

また、事務局におきましては、2号で、領収書の原本を保管するとともに、提出されました黒塗り済みの領収書コピーを収支報告書等とともにホームページに公表するとしてございます。

また、最後の5項目めは、1項追加したことによりまして、6項に変更となるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（今塩屋裕一）ただいま事務局から説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）質疑、意見はないと認めます。

それでは、政務活動費に関する申合せ事項については、説明のとおり改正することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）疑御異ありませんので、そのように決定しました。

以上で、政務活動費に関する申合せ事項の改正についてを終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後5時47分休憩

~~~~~

午後6時27分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

皆さん、御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 今 塩 屋 裕 一